

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国法人持分の間接譲渡課税について

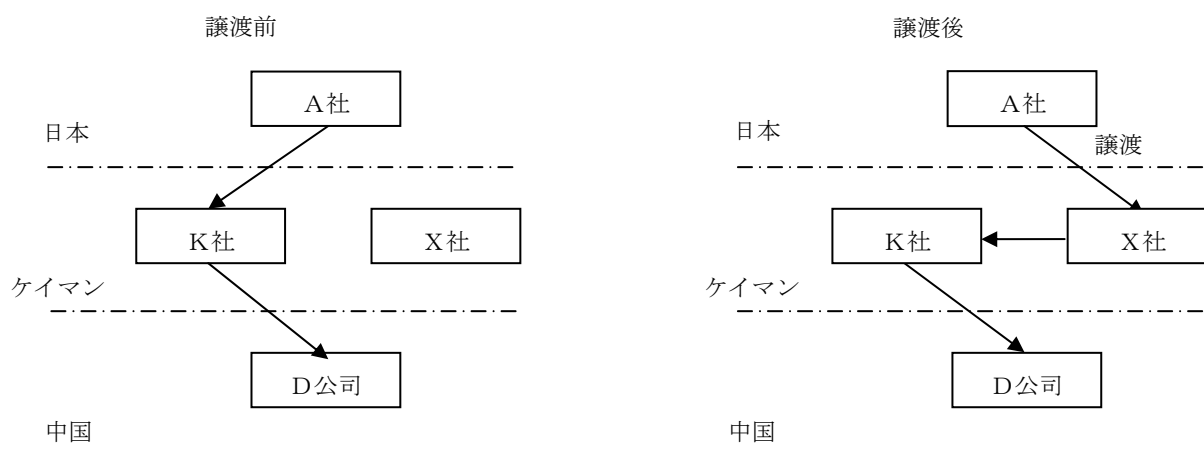
2009年12月国税函【2009】698号の公布以降、中国子会社持分の間接譲渡が直接譲渡と認定され、時価課税されたいくつかの事例があります。今回は、中国法人持分の間接譲渡課税について紹介します。

1. 事例紹介

日本法人A社はケイマン子会社であるK社を通じて、中国法人D会社の持分を所有しています。A社はK社の持分を他のケイマン法人であるX社(独立第三者)に譲渡しました。A社は本件取引について、中国で申告・納税しませんでした。

所轄税務機関は税務調査において、本件持分譲渡取引は、形式的には日本法人とケイマン法人間の取引であるが、その実質的な目的は中国法人D会社持分の譲渡であり、いわゆる、海外持株会社(K社)の持分の利用による中国法人持分(D会社)の間接譲渡に該当すると主張しました。当該取引には、合理的な商業目的が見られず、組織再編スキームの濫用による所得税納税義務回避目的にあるため、海外持株会社の存在を否認し、A社がD会社の持分を譲渡したものとみなして、譲渡による収益を中国源泉所得として10%に相当する企業所得税を申告・納税すべきだと判断しました。A社は修正申告を行い、国税局に企業所得税及び延滞税等を納付しました。

イメージ



2. 課税根拠

中国国家税务总局は2015年2月3日付けで、「外国法人による財産の間接譲渡に係る企業所得税の取扱いに関する公告」(国家税务总局公告2015年7号)を公布しました。

外国法人が次のような、合理的な商業目的を有しない取引スキームを通じて、中国課税財産を間接的に譲渡し、企業所得税の納税義務を回避する場合には、企業所得税法47条の規定に従い、当該間接譲渡取引を中国課税財産の直接譲渡とみなして、企業所得税を徴収すべきだと規定しています。

- (1) 中国国外法人の持分の75%以上の価値が、直接または間接的に中国課税財産から生じたものであること。
- (2) 中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間のいずれの時点においても、中国国外法人の資産総額の90%以上が直接または間接的に中国国内の投資により構成されているか、あるいは中国課税財産の間接譲渡取引が発生する前1年間に於いて、中国国外法人が取得した収入の90%以上が直接または間接的に中国国内で発生していること。



Grant Thornton

An instinct for growth™

- (3) 中国国外法人および直接または間接的に中国課税財産を保有する傘下法人が、ある国（地域）に登録され法律が要求する形態は満たしているが、実際に履行する機能および負担するリスクが限定的であり、そのことに経済実態があると裏付けることができないこと。
- (4) 中国課税財産の間接譲渡取引に係る中国国外での企業所得税の税負担が、中国課税財産を直接譲渡した場合に中国で課される可能性のある税負担より低いこと。

お見逃しなく！

2009年以降、中国の税務当局は外国法人（以下、「実質支配者」という）が軽課税国または地域にある持株会社（以下「海外持株会社」という）を利用して中国法人の持分を間接譲渡することを防止するために、所轄税務機関に次に掲げる情報を報告する義務を定めました（国税函【2009】698号第5条）。

- 持分譲渡契約又は合意書
- 実質支配者（本事例の場合、日本法人A社）とその譲渡する海外持株会社（本事例の場合、ケイマン子会社K社）との資金、経営及び仕入・販売等の関係
- 海外持株会社の生産経営、人員、帳簿業務及び財務等の状況
- 海外持株会社と中国法人との資金、経営及び購入・販売等の関係
- 海外持株会社の設立に関する合理的な商業目的を有していた旨の説明
- 税務機関が要求するその他の関連書類